

いざというときに備えて『防災行政無線』

村では、災害時に防災行政無線のスピーカーや戸別受信機が正常に作動するか確認するために、毎日チャイムや村からのお知らせを放送しています。

戸別受信機の不具合がありましたら、次のことを確認してください。

- 放送が入らなくなった、雑音がする。
外部アンテナ利用の場合→アンテナの接続部が緩んでないか、アンテナが折れたり外れたりしていないか確認してください。
- 本体アンテナ利用の場合→設置場所を変えたり、アンテナの向きを調整し直したりしてください。
物の陰や低い位置は電波が入りにくいことがあります。
- 「ピーピー」と音が鳴る、「電池が消耗しています」とアナウンスが流れた。
戸別受信機には、停電の際に自動で切り替わるように、乾電池が入っています。
電源コードが緩んだり抜けたりしていないか確認し、乾電池を交換してください。
- 録音ボタンの下のランプがオレンジに点滅している。
緊急放送（火災、Jアラート放送）が録音されています。
再生のボタンを複数回押し、すべての録音された放送を再生するとオレンジのランプが消えます。
※ランプがついたままの状態でも使用に支障はありません。



こんな時は、企画財政課にご連絡ください。

- 放送が入らない、雑音がする
→上記の確認をしても直らない場合は、点検・調整に伺います。
- 村外に転出する
→戸別受信機をご返却ください。
- 村内で転居する
→行政区が変わる場合、本体設定の変更が必要ですのでご連絡ください。
- 外部アンテナを設置している建物の改築や建て直しをする
→外部アンテナの付け替えが必要な場合は、ご相談ください。



- 戸別受信機を設置したい方は
→戸別受信機を無料で貸し出していますので、企画財政課にお越しいただくか問い合わせください。

◆問い合わせ先 企画財政課
☎341-8510

上級救命講習会受講者募集

心肺蘇生法を一人でも多くの方に身につけていただき、救命率の向上を図る目的から、公募による上級救命講習会を次のとおり開催します。

- ◆日時 11月15日（木）午前9時～午後5時（8時間）
- ◆場所 富谷消防署
- ◆講習内容 AEDの取り扱いを含む上級救命講習（修了証有り）
ガイドライン2015に基づく内容で指導
- ◆募集人数 10名以内（先着順）
- ◆申込期限 11月9日（金）午後5時（平日のみの受付となります。）
- ◆申込・問い合わせ先 黒川消防本部警防課 救急係 ☎345-6888



11月9日（金）～15日（木）

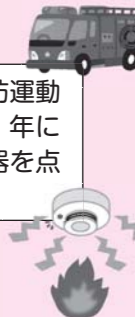
秋の全国火災予防運動 「忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認」

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期を迎えます。火災は一瞬にして財産、生命を奪います。この機会に家庭や地域において“火の用心”の意識を高め、火災予防に努めましょう。

◇[住宅防火 いのちを守る 7つのポイント] (3つの習慣・4つの対策)

- 【3つの習慣】
- ① 寝たばこは、絶対にしない。
 - ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ③ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 【4つの対策】
- ① 逃げ遅れを防ぐために、火災警報器を設置する。
 - ② 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
 - ③ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置する。
 - ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣り近所の協力体制をつくる。

春と秋の火災予防運動期間に合わせて、年に2回は火災警報器を点検しましょう。



11月9日は「119番の日」です

119番通報は「まよわず、あわてず、おちついて」確実な情報を伝えましょう。

《通報のポイント》

- ① 火災か救急かをはっきり伝える。
 - ② 場所や目標物を正確に伝える。
 - ③ 火災や救急の状況をわかりやすく伝える。(何が燃えているか、病人の様子、けが人が何人いるかなど)
 - ④ 通報している方（自分）の氏名・連絡先を伝える。
- 携帯電話での通報は、消防から問い合わせがある場合がありますので、電源を切らずにその場においてください。

火災とまぎらわしい煙、又は火災を発するおそれのある行為の届出について

「野焼き」は法律で禁止されていますが、焼却禁止の例外に該当するもので野外焼却を行う場合には、火災との見間違えや延焼による火災発生に迅速に対応するため、総務課と黒川消防署に「火災とまぎらわしい煙、又は火災を発するおそれのある行為の届出書」を提出してください。

◆届出先・届出の流れ

- ① 総務課に届出用紙がありますので、必要事項を記入し提出してください。(印鑑をお持ちください。)
- ② 黒川消防署大衡出張所に総務課受付済の届出書を持参してください。

焼却禁止の例外に該当するもの	具 体 例
農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物処理 廃ビニール、廃タイヤの焼却はできません	・農業者が行う田んぼのあぜ焼き、稲わらの焼却、もみ殻のくん炭焼き ・林業者の伐採枝の焼却
風俗慣習上、又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	・どんと祭などの地域の行事における不要となった門松・しめ縄などの焼却
震災、風水害、火災、その他の災害の予防、応急対策、又は復旧のために必要な廃棄物処理	・災害時(地震・台風など)、災害復旧時の木くずなどの焼却 ・防災訓練時の焼却

※庭木の剪定枝、枯れ枝等の焼却は禁止されていますので、直径5cm未満、長さ50cm未満に切り、直径30cm以内に束ねて燃えるゴミとして出してください。

※規定の大きさ以外や大量に処分する場合は、粗大ゴミ扱いや処分場への自己搬入となります。

－ 焼却時の注意事項 －

- ・風のない（弱い）時に、少量ずつ焼却する。
- ・消火用具をすぐ使えるように用意し、燃え尽きるまでその場から離れない。
- ・煙や灰が近隣の迷惑にならないように配慮する。

◆問い合わせ先 総務課 ☎345-5111
黒川消防署大衡出張所 ☎345-0900

作業の前後は消防署に連絡を！

野焼きからの延焼による火災や煙を火災と見間違え、消防車が出動する事例が発生しています。作業の前後には必ず黒川消防本部に電話連絡してください。

☎345-4161

